

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 <u>平成 24 年 9 月 24 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 4 条 (略)</p> <p>(引受基準)</p> <p>第 5 条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付(以下「資金貸付」という。)は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。</p> <p>一 ～ 五 (略)</p> <p>六 <u>「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の第 16 条、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の第 12 条、及び「中小企業者と農林業業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の第 15 条に係る貿易保険法の特例に該当する場合は、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合に限る。</u></p> <p>(資金貸付の期間)</p> <p>第 6 条 資金貸付のうち、次の各号の期間を有するものに限り、海外事業資金貸付保険の保険契約を締結するものとする。 <u>但し、約款(貸付金債権等)第 2 条第 2 号ハに該当する貸付金債権等の取得の場合にあってはこの限りでない。</u></p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>第 7 条 ～ 第 11 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00039 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 4 条 (略)</p> <p>(引受基準)</p> <p>第 5 条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付(以下「資金貸付」という。)は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。</p> <p>一 ～ 五 (略)</p> <p>(資金貸付の期間)</p> <p>第 6 条 資金貸付のうち、次の各号の期間を有するものに限り、海外事業資金貸付保険の保険契約を締結するものとする。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>第 7 条 ～ 第 11 条 (略)</p>	

<p>(保険料の納付方法)</p> <p>第12条</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、第6条において規定する資金貸付の期間が2年以上となる案件（本邦通貨又は保険料率等規程別表第6(2)に掲げる外貨により償還されるものに限る。）に係る保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合（第2項に規定する場合を除く。）は、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。</u></p> <p>一 <u>保険契約締結日から5年以内の日</u></p> <p>二 <u>貸付金債権等の取得にあつては貸付金の累計額が貸付予定総額の100分の50以上となる金額を貸し付ける予定の日の前日以前の日、保証債務の負担にあつては保証金額の累計額が保証予定金額の100分の50以上となる予定の日の前日以前の日</u></p> <p>5 <u>貸付金債権等の取得に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</u></p> <p>「1. <u>この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。</u></p> <p>2. <u>第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であつて日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければな</u></p>	<p>(保険料の納付方法)</p> <p>第12条</p> <p>1 ～ 3 (略)</p>	
--	--	--

らない。

3. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」

6 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第4項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。

「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。

2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。

3. 第2回支払日までに保険契約者が破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った場合は、第2回支払日にかかわらず、保険契約者は当該破産手続開始の決定その他これに準ずる状態に至った日に当該第2回支払日に係る保険料の全額について納入義務を負うものとする。」

第13条 ～ 第20条 （略）

第13条 ～ 第20条 （略）

附 則

この改正は、平成24年10月1日から実施する。